

2018年6月28日
日本たばこ産業株式会社

「東京都受動喫煙防止条例」可決についてのコメント

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、6月27日に東京都議会にて可決されました「東京都受動喫煙防止条例」（以下、「条例」）に関する意見を以下に申し述べます。

当社は、望まない受動喫煙の防止については賛同しており、これまでも喫煙環境の整備やマナー啓発活動等を積極的に実施してまいりました。また、国会で審議されている「健康増進法の一部を改正する法律案」（以下、「法案」）について、その審議を注視しているところです。

東京都が4月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」（以下、「骨子案」）については、5月23日に実施されたヒアリングの際に当社意見[※]を申し述べたところですが、このうち、加熱式たばこの扱いについては、法案と同様、紙巻たばこは異なる措置に修正され、条例では飲食等が可能な加熱式たばこ専用喫煙室内での使用が認められております。

一方、飲食店に対する措置は骨子案のままとなっており、法案には経営規模の小さい事業者に対しては事業継続に配慮した経過措置が盛り込まれているところ、条例では「従業員を使用している飲食店においては原則屋内禁煙」と定められております。当社は、東京都独自の規制が導入されることにより、事業者のみならず、多くの都民や訪日外国人にも大きな混乱を招く懸念があると考えております。今後、国が定める取り組みと連携し、明確な規則の策定と運用、事業者・都民等への丁寧な周知、助成金を含む事業者への支援等により、円滑に条例が施行されることを期待しております。

当社といたしましては、加熱式たばこや分煙等の知見提供、分煙コンサルティング活動等を通じ、「東京都外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金事業」等、東京都の受動喫煙防止の取り組みに積極的に協力させていただきます。

また、事業者や都民の方々に正しい条例内容をお知らせするとともに、屋内外の喫煙環境の整備を継続してまいりたいと考えております。

以上

※

https://www.jti.co.jp/tobacco/responsibilities/opinion/tokyo_regulation_02/pdf/opinion_1805.pdf